

質 疑 応 答 書

案件名称: (仮称)里地公園設計業務

No	質 疑	図面番号	回 答	図面番号
1	委託費内訳書の第0001号一位代価表(特殊施工単価)「与条件の細部検討」～第0003号一位代価表(特殊施工単価)「基本設計図の作成」、第0008号一位代価表(特殊施工単価)「実施設計の検討」～第0011号一位代価表(特殊施工単価)「概算工事費の算出(実施設計)」、第0013号一位代価表(特殊施工単価)「照査(実施設計)」について、積算上、「令和6年度 ランドスケープコンサルタント業務における標準業務・報酬積算ガイドライン p.14 [4-4 標準作業量 (2) 街区公園]」に記載の歩掛を適用されているという認識でよろしいでしょうか。		令和6年度 ランドスケープコンサルタント業務における標準業務・報酬積算ガイドラインの街区公園に基づく、標準作業量の決定基準に沿って積算しています。	
2	委託費内訳書の第0015号一位代価表(特殊施工単価)「資料作成(説明会)」、第0016号一位代価表(特殊施工単価)「実施・運営(説明会)」、第0018号一位代価表(特殊施工単価)「開催打合せ(説明会)」について積算上「令和6年度 ランドスケープコンサルタント業務における標準業務・報酬積算ガイドライン p.25 [4-6 住民参加型業務 (2) 住民説明会の開催補助]」に記載の歩掛を適用されているという認識でよろしいでしょうか。		令和6年度 ランドスケープコンサルタント業務における標準業務・報酬積算ガイドラインの街区公園に基づく、標準作業量の決定基準に沿って積算しています。	
3	No1、No2の質問について、積算上適用された歩掛がNo1、No2と異なる場合に、積算上適用された歩掛の「掲載図書(基準書名、頁数、基準書上の項目名、規格(〇〇公園等))」をそれぞれご教示いただけますでしょうか。		令和6年度 ランドスケープコンサルタント業務における標準業務・報酬積算ガイドラインに基づく、標準作業量の決定基準に沿って積算しています。当該質疑につきましては、積算額の特定に繋がるため、回答できません。	
4	No1、No2の質問について、積算上適用された「補正条件」及び「補正率算出のために使用した数量」をそれぞれご教示いただけますでしょうか。		補正係数については、令和6年度 ランドスケープコンサルタント業務における標準業務・報酬積算ガイドラインの街区公園に基づく、作業量の補正をしております。当該質疑につきましては、積算額の特定に繋がるため、回答できません。	
5	委託費内訳書の第2号一位代価表「設計協議」について、積算上、「令和6年度 ランドスケープコンサルタント業務における標準業務・報酬積算ガイドライン p.12 [4-4 標準作業量 (1) 打合せ等 表4-4-1 打合せに係る標準作業量(区分:街区公園)]」に記載の歩掛を適用されているという認識でよろしいでしょうか。		令和6年度 ランドスケープコンサルタント業務における標準業務・報酬積算ガイドラインの街区公園に基づく、標準作業量の決定基準に沿って積算しています。	
6	No5の質問について、積算上適用された歩掛がNo4と異なる場合に、積算上適用された歩掛の「掲載図書(基準書名、頁数、基準書上の項目名、規格(〇〇公園等))」をそれぞれご教示いただけますでしょうか。		令和6年度 ランドスケープコンサルタント業務における標準業務・報酬積算ガイドラインに基づく、標準作業量の決定基準に沿って積算しています。当該質疑につきましては、積算額の特定に繋がるため、回答できません。	
7	委託費内訳書の第8号一位代価表「建築申請関係手続き業務」の「建築に係る各種申請手続き」について、積算上適用された1業務当りの単価の「引用図書(書籍名、頁数、書籍上の項目名)」をそれぞれご教示いただけますでしょうか。		当該質疑につきましては、積算額の特定に繋がるため、回答できません。	
8	委託費内訳書の第0021号一位代価表(特殊施工単価)「鳥瞰図の作成」について、積算上適用された歩掛の「掲載図書(基準書名、頁数、基準書上の項目名)」をそれぞれご教示いただけますでしょうか。		令和6年度 ランドスケープコンサルタント業務における標準業務・報酬積算ガイドラインに基づく、標準作業量の決定基準に沿って積算しています。当該質疑につきましては、積算額の特定に繋がるため、回答できません。	

質 疑 応 答 書

案件名称: (仮称)里地公園設計業務

No	質 疑	図面番号	回 答	図面番号
9	No1、No2、No5、No8の質問について、代価表に「諸雑費(まるめ)」とありますが、積算上の「端数処理方法(上位四桁未満切上げ等)」をそれぞれご教示いただけますでしょうか。		当該質疑につきましては、積算額の特定に繋がるため、回答できません。	
10	委託費内訳書の「電子成果品作成費(率分)」、「旅費交通費(率分)」、「その他原価」について、積算上の算定対象額となる項目は「直接人件費全額(第1号一位代価表(内訳書)「鳥瞰図作成」、第1号一位代価表「基本設計」～第8号一位代価表「建築申請関係手続き業務」の合計額)」という認識でよろしいでしょうか。		「建築申請関係手続き業務」は、「電子成果品作成費(率分)」、「旅費交通費(率分)」、「その他原価」の対象外となっております。その他の項目は、令和6年度 ランドスケープコンサルタント業務における標準業務・報酬積算ガイドラインに基づく、標準作業量の決定基準に沿って積算しています。	
11	委託費内訳書の「一般管理費等」について、積算上、算定対象外となる項目がある場合、その項目名を全てご教示いただけますでしょうか。		当該質疑につきましては、積算額の特定に繋がるため、回答できません。	
12	本案件について、見積単価を採用されている項目がある場合、その「項目名」及び「積算上採用された単価」を全てご教示いただけますでしょうか。		当該質疑につきましては、積算額の特定に繋がるため、回答できません。	
13	本案件について、見積歩掛を採用されている項目がある場合、その「項目名」及び「積算上採用された基準数量当り歩掛」をそれぞれご教示いただけますでしょうか。		当該質疑につきましては、積算額の特定に繋がるため、回答できません。	
14	本案件について、積算基準書に記載のない独自の補正率を採用されている場合、その「項目名」及び「積算上採用された独自の補正率」を全てご教示いただけますでしょうか。		当該質疑につきましては、積算額の特定に繋がるため、回答できません。	
15	本案件について、「令和7年4月1日改定 最低制限価格及び調査基準価格制度の改正について(お知らせ)」に記載の改定後の最低制限価格を適用されているという認識でよろしいでしょうか。		ご認識のとおりです。	

※ この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。質問の内容によっては回答に設計変更を含む場合もあることから、業者は質問の有無にかかわらず全文を読みたい。